

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富津市長 高橋 恭市

| | | |
|-------------------|--------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 富津市 (12226) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 関地域 (関) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年6月16日 (第1回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地はほ場整備事業で整備されたほ場で、主な品目は、水稻である。
農業生産においては、少数の農家が多く農家から農地を請け負い耕作している状況であるが、今後高齢化による担い手不足や有害獣による農作物被害が増大してくことから、更なる生産条件の改善等の整備を図り、貴重な資源である農地を次世代につなぐ取組が求められている。

具体的な課題は

- ①休耕地が増大しており、農地の受け手を探す必要がある。
- ②農作物被害の防止と、生活環境を守るため、イノシシ、シカによる獣害対策に取り組む必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田においては、畦畔除去等による大区画化や大型機械の導入により、収益の安定・向上や作業コストの削減を図る。また、畑においては、キャベツ等高収益が見込める野菜生産に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 18.10 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 18.10 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地(多面的機能支払交付金事業実施区域)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 相対での耕作農地については、基盤強化促進法や農地法に基づき、担い手に集積を図り、集積の進捗状況を踏まえ、集約化を図っていく。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 農業経営の安定と農村環境保全のため、担い手への集積・集約化を目指し、原則として機構に貸し付ける。担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、市が地域計画に基づき、関係機関と連携し、担い手へ集積・集約を進めていく。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 農業の生産効率の向上を図るためには、施設整備や畦畔除去等の大区画化が必要であるが、今後の集約の状況や費用負担を考慮し検討していく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 現状の経営体だけでは、地域内農地の全てを耕作することが困難であることから、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手を育成していくため、市・農業事務所・土地改良区・JA等と連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨その他 | |

【選択した上記の取組方針】

①獣害対策

イノシシ、シカなどによる農作物被害対策としての防護柵の設置を行い、定期的な巡回等により維持管理の徹底を図るなど、地域ぐるみで被害防止体制の強化を図る。

⑦保全・管理

多面的機能支払交付金事業を活用し、地域全体で農村環境の維持・管理に努める。